第1回　南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

議事録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局

（南丹市福祉保健部福祉相談課）

令和5年度第1回　南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会　議事録

開催年月日　令和5年7月6日（木）午前10時00分～

開催場所　南丹市役所　4号庁舎　2階　会議室

委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

　（1）委員の総数　　　6名

　（2）出席者数　　　　6名

　（3）出席委員（敬称略）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **役職** | **氏名** | **選出区分** | **備考** |
| 委員長 | 松田　めぐみ | 京都弁護士会 | 縁法律事務所 |
| 副委員長 | 上田　浩平 | 成年後見センター・リーガルサポート京都支部 | 上田司法書士事務所 |
| 委員 | 大釜　訓 | 京都社会福祉士会 | げんてん社会福祉士共同事務所 |
| 委員 | 榎原　克幸 | 学識経験者 | 南丹市社会福祉協議会常務理事（事務局長） |
| 委員 | 若井　淑子 | 学識経験者 | 南丹市社会福祉協議会生活相談課 |
| 委員 | 船越　由美 | 学識経験者 | 京都中部総合医療センター　地域医療連携室 |

(4）オブザーバー（敬称略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **氏名** | **備考** |  |
| 渡邊　一真 | 京都府社会福祉協議会福祉課長 |  |
| 山口　優 | 京都地方・家庭裁判所園部支部庶務課長兼主任書記官 |  |

（5）事務局

　　福祉保健部　矢田部長

福祉相談課　岩間課長、西村課長補佐、川原主事、林相談支援員

1　開会

【司会】

　ただ今から令和5年度　第1回　南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会を開会いたします。司会を務めさせていただく南丹市権利擁護・成年後見センター長兼福祉相談課長の岩間です。本日は、すべての委員に出席いただいておりますので、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条第2項の規程により、本委員会が成立していることを報告します。

２　委員長あいさつ

【委員長】

　今年度も委員長を務めさせていただきます弁護士の松田です。事務局も新しくなり、また新たな気持ちで取り組みたいと思います。

【司会】

　議事につきましては、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条の規定により、松田委員長に議長をお世話になります。

３　協議事項

【委員長】

　議長を務めさせていただきます。円滑な議事にご協力お願いいたします。

① 令和４年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業報告について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

　令和4年度南丹市権利擁護・成年後見センターの事業報告について報告します。

　令和4年度の重点項目ですが、4点ありました。

１．成年後見制度市町村計画の策定。

２．市民後見に関すること。

・市民後見人養成講座修了者名簿未登録者の方に対して、登録の説明会を実施して、名簿登録の意思確認を行うこと。

・市民後見活動に対しての支援。

・市民後見人及び候補者の活動に関して関係機関と連携を深める。

３．相談体制の強化。

・専門相談のメリットを市民・支援者へ伝えて有効活用する。

４．広報・啓発。

・成年後見制度への理解を深めるため広報啓発に取り組む。

・成年後見制度の利用を必要とする人が円滑に利用できるよう、相談窓口の周知を図る。

以上、4点を重点項目にして取り組みました。

　京都家庭裁判所における南丹市成年後見制度の利用者ですが、本年の3月31日現在、後見制度の利用者は164名。類型としては、後見108名、保佐44名、補助12名、任意後見0名。年齢別状況では、18歳から64歳までが66名。障害のある方が多い特徴が見られます。65歳から74歳が24名、75歳以上が74名と高齢の方の利用が増えています。

　次に、令和4年度の相談機関別の成年後見制度に関する相談件数ですが、権利擁護・成年後見センター33件、地域包括支援センター10件、基幹相談支援センター4件、生活相談センター11件。南丹市全体では58件の相談がありました。令和3年度に比べると、件数としては増加傾向にあります。

　相談及び利用支援について、令和5年3月末までで新規相談が33件。その他が4件。

相談者は、本人4件、親族10件、介護支援ケアマネージャー6件。特徴としては、親族からの相談が一番多く、次いでケアマネージャーからの相談が多かった。親族からの相談は、多種多様な相談内容ではありましたが、制度利用することで、親族も含めて生活がどう変化するのかという相談が多かったのが特徴です。ケアマネージャーからの相談は、実際に担当している方の成年後見制度利用に向けて、本人や親族への制度説明などの相談が多くありました。また、未成年後見人が選任されていたケース相談では、複数回のケース会議や、専門相談、運営委員会の助言など、センター機能をフルに活用して、結果として財産管理と身上保護を専門職で分掌する形になったケースもありました。

　相談対象者は、知的障害者、精神障害者、高齢者、その他に分類しています。令和4年度は、知的障害者に関する相談が2件。精神障害者に関する相談が4件、高齢者に関する相談が一番多く20件、その他に関する相談が7件ありました。

相談内容は、法定後見31件、任意後見4件、相続・遺言6件、福祉サービス利用支援事業3件、その他5件で合計49件。本人親族からの相談内容は後見制度と同時に、遺言や相続といった亡くなられた後の相談も多くありました。その他は、未成年後見人、ひきこもり、負債、借金が関わる相談もありました。

　専門相談については、令和4年度の専門相談は12回中8回開催できました。相談件数は10件。相談内容は、法定後見の相談6件、任意後見の相談2件、申し立て相談6件で、相続の相談1件、遺言に関する相談3件、その他の相談が2件ありました。

　市長申立てについては、高齢者の方が1件、障害者の方からの申立てによる審判待ちが1件ありました。

　申立て支援にセンターが関わったケースは、市長申立て1件、本人申立て3件で内訳はマッチング1件と専門職依頼が3件でした。親族申立ては特にありませんでした。申立て支援は合計4件でした。

　南丹市の報酬助成については、令和4年度は、障害者の方が10件、高齢者の方が12件、合計22件です。報酬助成に関しては、年々障害者の方の件数が増えています。グループホームや障害者施設に入所されている方の件数が増えています。なお、高齢者の方は令和3年度から若干減りましたが、特に大きな増減はありません。

　次に、運営委員会の開催状況につきましては、運営委員会を4回開催しました。これまではコロナ禍によるハイブリッド型の開催方法としていましたが、今年度からは集合型の開催方法としております。

　広報及び啓発に関しては、「南丹市ホームページ」や「お知らせなんたん」、「ケーブルテレビの文字放送」を通じて成年後見制度や専門相談について周知しました。併せて、成年後見センターのＰＲのためのチラシを作成し、医療機関やサービス事業所等で配布しました。また、昨年は京都新聞で市民後見人やフォローアップ研修の紹介記事を掲載（令和4年11月1日朝刊、写真付き）し、広く市民の皆さんの目に留まったのではないかと思っております。

　次に、市民後見人フォローアップ研修に関しては、令和4年10月13日に開催しました。

市民後見人支援に関するものとして、令和3年度に弁護士・社会福祉士からリレー案件の候補者推薦依頼があり、2名の市民後見人候補者を推薦して選任されています。その後、令和4年度には、それぞれ弁護士・社会福祉士の辞任によって、市民後見人へと引き継がれ単独受任となっています。実際リレー受任としては、1件目は令和4年5月で後見相当の方です。2件目は令和5年2月で保佐相当の方です。

≪個人情報につき一部、議事録非公開≫

関係機関等との連携や調整に関しては、中核機関三士会と家庭裁判所との連絡会が年4回、南丹市社会福祉協議会の法人後見運営委員会への参加が年2回ありました。また、法テラス京都地方協議会にも参加しています。

最後に成年後見センターの紹介や成年後見制度説明等への講師派遣が4回。また、昨年9月には奈良県社会福祉協議会で後見制度利用促進に関わる行政・地域包括支援センター職員研修において、当センターの取り組みを紹介しました。その他、昨年12月には「ぱあとなあ京都」の口丹ブロック会議、令和5年2月には「南丹つぼみ会」及び「南丹地域包括支援センター」の研修会に講師派遣し、当センターを紹介させていただいております。

　以上が令和4年度の事業報告（取組内容）になります。

【委員長】

事務局から ① 令和４年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業報告について、説明がありました。委員の皆様からご質問やご意見ございませんか。

特に、ご意見・ご質問が無いようですので次の議題に移ります。

② 令和5年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）について、事務局よりお願いします。

【事務局】

　令和5年度の南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画について提案させていただきます。本年3月の運営委員会でも令和5年度の取り組み内容、事業計画として皆様には確認いただいております。運営方針としては、判断能力に不安のある高齢者や障害をお持ちの方が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、判断能力に不安がある方を法律面・生活面で支援する「成年後見制度」の利用促進に取り組み、関係機関と連携して権利擁護推進のネットワークづくりを進めます。

　事業内容は7つあります。(１)成年後見制度に関する相談及び利用支援、（2）成年後見制度に関する広報及び啓発、（3）市民後見人の養成及び活動支援、（4）市民後見人候補者の登録及び受任調整、（5）市長申立てに関する業務、（6）成年後見制度に関する関係機関等との連携、（7）その他、センター運営に関し必要な事業。以上の7つを事業内容としています。

重点目標として3点挙げております。

（1）成年後見制度の普及啓発です。成年後見制度への理解を深めるため、市民や支援者に向けて広報啓発を実施する。また制度の利用を必要とする人が円滑に利用できるよう相談及び支援に取り組む。専門相談や相談窓口の周知を図る。

（2）権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築です。南丹市が目指す権利擁護ネットワークのあり方について、関係機関と協議を行い運営委員会の助言を経て方向性を定める。

（3）制度の担い手育成です。市民後見人の活動に対して支援を行う。市民後見人及び候補者に対して制度の担い手としてのモチベーションの維持、質の担保を目的として研修を実施する。

以上を重点目標とします。令和5年度の事業計画の説明は以上です。

【委員長】

　② 令和5年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）について、事務局より提案がありました。委員の皆様からご意見やご質問ございませんか。

　特に、ご意見・ご質問が無いようですので、令和5年度南丹市・権利擁護成年後見センター事業計画について、承認される方は挙手をお願いします。

※（委員全員挙手）

　全委員一致で事業計画につきましては、承認されました。

③ 市長申立て相談について

≪概要のみ掲載。個人情報につき一部、議事録非公開≫

【事務局】

　市長申し立て検討ケースについて説明。

当事者Yさん78歳。

〔ケース概要〕南丹市内の障がい者向けグループホーム入所者。療育手帳Bと要介護2の認定あり。度々金銭トラブルや近隣トラブル（迷惑行為、苦情等）を引き起こしている。

以前は、権利擁護事業を利用していたが、辞退された。最近、認知機能の低下がみられる。本人は拘りが強く、認識力の低下もあって支援を拒むこともある。今後、介護保険施設への入所検討が必要。長男とは疎遠状態で親族として申立てには非協力的。

【検討内容・各委員からの意見】

（1）認知機能の状態について

（2）現施設での夜間見守りや介護の状況について

（3）介護保険施設への移行について

（4）後見申立て（市長申し立て含む）について

（5）成年後見類型について

（6）申立て費用及び報酬について

（7）候補者（専門職・市民後見人／複数選任・リレー形式等）について

（2）報告事項

　① ケース報告について

≪個人情報につき一部、議事録非公開≫

【事務局】

　前年度の市長申立てケースについて報告。

障がい者施設入所者のケースで、市長申立てによる手続きを進めている状況を報告。

ケースナンバー１番から8番までの8ケースについて報告。

　成年後見制度に関する相談や親族申立て、将来を見越した親族からの相談等。

相談ケースの状況

・障がい者向けのグループホーム入所者　2件

・介護保険施設入所者　2件

・入院中の者　2件

・在宅単身高齢者　2件

　② 市民後見人支援について

【事務局】

　市民後見人の支援状況について説明。

　　≪個人情報につき一部、議事録非公開≫

【委員長】

では、次の報告事項に入ります。

成年後見賠償責任保険の加入について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

　成年後見賠償保険を説明させていただきます。成年後見賠償保険の見積もりですが、この会議でも度々相談しており、京都府社会福祉協議会の坂田部長からも情報提供いただきました。直営型の市民後見人が加入する保険がなかなか見付からず、厚生労働省の成年後見支援室やＫネットにも連絡して情報収集しましたが、市民後見人が直接契約できる保険は、残念ながらありませんでした。市が保険契約者となり、そこに何件かの市民後見人が加入する形なら直営型でも加入できることがわかりましたので、こちらで検討を進めておりました。当初は、市民後見人の報酬を市は妨げないので、保険も任意の形で考えていましたが、実際にセンターが稼働して様々なケース対応をする中で、保険は後見活動の安全を担保する上で、必ず必要なものと市も考えるようになりました。市の事情で申しわけありませんが、保険会社との契約に時間がかかって、本来は市民後見人のリレーが終わるころにお示したかったのですが、現在になりました。市民後見人2人に保険制度のことを説明して、本年6月より成年後見賠償保険に加入していただきました。保険は必ず支援に必要であると市は考えており、保険加入費用は市で負担する代わりに、必ず加入していただくこととしています。保険の詳細につきましては、資料のとおりですが、基本的な保障内容に加えて、現金の紛失や通帳の紛失にも対応できるオプションも市民後見人活動に必要と考え加入しております。これにより南丹市の市民後見人は、より一層後見活動を安心・安全に励んでいただける環境が整ったことを報告させていただきます。

【委員長】

　ただいまの報告につきましてご意見、ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

　特にないようですので、では次の報告事項に移ります。

③ 市民後見人フォローアップ研修について、事務局よりお願いします。

【事務局】

　市民後見人フォローアップ研修について説明をさせていただきます。市民後見フォローアップ研修に関しては昨年度この運営委員会の場で検討を進めて参りました。委員の皆様の助言をいただき、南丹市では引き続き、候補者名簿登録の13名を対象としたフォローアップ研修を11月９日（木）午後からアスエル園部で計画しております。

内容は、意思決定支援に関する取り組みを予定しています。市民後見人の受任にあたり、居所をどうするのか、病気のことをどうするのか、本人はどう思っているのか、親族はどうか考えているのか、様々な場面で意思決定について考えることがあり、ここに関して市民後見人に深めていく必要があることから、この課題について取り組みたいと考えております。今回は講師として社会福祉士に依頼し、快諾いただいたところです。

【委員長】

　今年度のフォローアップ研修に関する報告について、特にご質問はありますか。

特にないようですので、それでは最後の報告事項、④情報交換に移ります。

皆様の現在の取り組み状況等、この場で共有したいことありましたらお願いします。

④ 情報交換

≪個人情報につき一部、議事録非公開≫

　医師の診断書、精神鑑定料（具体的事例含む）について

【委員長】

　その他に何か報告はありますか。

特になければ、本日の協議事項、報告事項すべて終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

４　閉会

【司会】

　本日は令和4年度の事業報告と令和5年度の事業計画、そして市長申立ての案件についても、それぞれご協議いただきました。また後半では市民後見人の活動状況についてもご報告させていただき、当センターもしっかりと今後支援ができるように、取り組んで参りたいと思います。今後とも委員の皆様、関係機関の皆様のご協力よろしくお願いをいたします。それでは閉会にあたりまして上田副委員長よりご挨拶をいただきます。

【上田副委員長】

　本日は長時間、大変お疲れ様でした。南丹市における高齢化と生活困窮者の問題は、これからも尽きることがありません。南丹市の成年後見センターは専門職同士で連携が図れており、何より市民後見人の支援については、成年後見センター稼働以降、すごく順調だと思っております。成年後見センター自体がすごくいい感じに稼働しているのは本当に誇りに思っていいのかなと思っております。今後もいっそう連携を深めて、前向きに共に頑張っていきたいと思っておりますので、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

　それでは以上をもちまして第1回運営委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。